

東京都公報

発行
東京都

目次

13

規則

○平成二十七年分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則……………（総務局行政部政課）…

規則（公）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………

規則

平成二十七年分分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則を公布する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十号

平成二十七年分分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則

平成二十七年分分の基準財政需要額を算定する場合における都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第八十二号）別表第一から別表第三までの規定の適用については、別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.517」とあるを「0.506」とし、「0.483」とあるを「0.494」とし、同部民生費の款

社会福祉費の項中「0.927」とあるのは「0.925」とし、「0.073」とあるのは「0.075」とし、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.948」とあるのは「0.950」とし、「0.052」とあるのは「0.050」とし、別表第二経常的経費の部議会総務費の項中「0.020」とあるのは「0.018」とし、「0.979」とあるのは「0.981」とし、同部民生費の款社会福祉費の項中「1.281」とあるのは「1.182」とし、「0.882」とあるのは「0.891」とし、「0.008」とあるのは「0.007」とし、「4.796」とあるのは「4.427」とし、「0.983」とあるのは「0.984」とし、同款老人福祉費の項中「0.878」とあるのは「0.879」とし、「19.636」とあるのは「19.577」とし、別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「1.008」とあるのは「1.007」とし、「1.012」とあるのは「1.011」とし、「1.016」とあるのは「1.014」とし、「1.020」とあるのは「1.018」とし、「1.024」とあるのは「1.021」とし、「1.028」とあるのは「1.025」とし、「1.032」とあるのは「1.028」とし、「23.545」とあるのは「21.983」とし、「0.148」とあるのは「0.138」とし、「25.166」とあるのは「26.954」とし、同部民生費の款社会福祉費の項中「12.686」とあるのは「13.743」とし、同款老人福祉費の項中「63.495」とあるのは「63.685」とし、同款国民健康保険事業助成費の項中「2.7357」とあるのは「2.6604」とし、「1.7357」とあるのは「1.6604」とし、「0.1011」とあるのは「0.1194」とし、「0.9257」とあるのは「0.9123」とし、「29.444」とあるのは「30.403」とし、「0.2372」とあるのは「0.2332」とし、「0.9162」とあるのは「0.9176」とし、同表投資的経費の部議会総務費の項中「1.052」とあるのは「1.041」とし、「1.022」とあるのは「1.018」とし、同部民生費の款社会福祉費の項中「1.052」とあるのは「1.041」とし、「1.022」とあるのは「1.018」とし、同款児童福祉費の項中「1.051」とあるのは「1.040」とし、「1.022」とあるのは「1.017」とし、同部経済労働費の項中「1.046」とあるのは「1.034」とし、「1.020」とあるのは「1.015」とし、とす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則（公）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月10日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則(昭和60年2月1日東京都公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に、「次号において同じ」を「以下同じ」に改め、同号イ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同項第2号ア中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第3条の見出しを「(特別な事情のある日)」に改め、同条第1項中「第4条第1項」を「第4条」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第4条中「第4条の2」を「第4条の2第2項」に改め、「住居集合地域」の次に「(以下「住居集合地域」という。)」を、「[区域]」の次に「(幹線道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に規定する一般国道及び同条第3号に規定する都道府県道をいう。以下同じ。))の各側端から外側50メートル以下の区域を除く。)」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特別日営業延長許容地域の指定)

第4条 条例第4条の2第1項の規則で定める地域は、年末年始にあつては都内全域(次条で規定する地域を除く。)、大規模な祭礼が行われる日等にあつては公安委員会が告示する地域とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(営業時間の延長)

第6条 条例第4条の3第1号の規則で定める時は、前2条で規定する地域(特別の事情がある地域として公安委員会が告示する地域を除く。))については午前1時、特別の事情がある地域として公安委員会が告示する地域については公安委員会が告示する時とする。

2 条例第4条の3第2号の規則で定める時は、午前1時とする。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定)

第7条 条例第12条ただし書の規則で定める地域は、次の各号に掲げる区域とする。ただし、当該区域のうち、特定遊興飲食店営業の規制に当たり著しい支障があると公安委員会が認める区域を除く。

- (1) 児童福祉法第7条第1項に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設並びに保育所及び幼保連携型認定こども園(午前0時から午前6時までの時間において同法第4条第1項に規定する児童が利用することのできる施設に限る。))の敷地からの距離が50メートル以上の区域

- (2) 病院及び診療所(8人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。))の敷地からの距離が20メートル以上の区域

- (3) 第二種助産施設及び前号の診療所以外の診療所の敷地からの距離が10メートル以上の区域

2 条例第12条第1号の商業地域のうち規則で定める地域は、公安委員会が告示する地域とする。ただし、住居集合地域又は住居集合地域からの距離が20メートル以下の区域(当該区域が風俗営業等密集地域に該当する場合は、幹線道路の各側端から外側50メートル以下の区域を除く。))を除く。

3 条例第12条第2号の東京都公安委員会が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。次条において「政令」という。))第22条に規定する基準に照らし相当と認め規則で定める地域は、公安委員会が告示する地域とする。ただし、住居集合地域又は住居集合地域からの距離が20メートル以下の区域(当該区域が風俗営業等密集地域に該当する場合は、幹線道路の各側端から外側50メートル以下の区域を除く。))を除く。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第8条 条例第16条の規則で定める地域は、政令第9条第1号に規定する風俗営業等密集地域その他の地域であつて、公安委員会が告示する地域とする。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

東京部
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二二)一〇一〇(代)

郵便番号
163-8001

本号
三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

